

不適切な行為を行う認定支援機関への対応について

【注意】

＜ものづくり補助金に応募する事業者を支援する認定支援機関の皆様へ＞

一部の認定経営革新等支援機関による不適切な行為に関する情報が行政当局に寄せられていることを踏まえ、各認定経営革新等支援機関に対し、不適切な行為を慎むよう注意を喚起しています。

各認定経営革新等支援機関におかれては、引き続き、中小企業・小規模事業者等の支援に真摯かつ積極的に取り組んでいただくようお願いします。

● 不適切な行為の例

- ・ 補助金申請に関与する際に、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求すること
- ・ 認定支援機関であることを示しながら、補助金申請代行等のPRや営業活動を行うこと
- ・ 支援業務の実施に際して、金額・条件等の不透明な契約を締結すること
- ・ 支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関等に対し、強引な働きかけを行うこと

※中小企業庁ホームページ

認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131127Nintei.htm>

※成功報酬等と称される費用や補助金申請等にかかる経費に関しては補助対象外です。